

## 製造業育成就労外国人材受入れ協議・連絡会の設置について

令和 8 年 5 月 8 日

経済産業省が、工業製品製造業を所管する立場から、工業製品製造業分野の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護のために、本協議・連絡会を組織する。

名 称： 製造業育成就労外国人材受入れ協議・連絡会

設 置： 令和 8 年 5 月 8 日

目 的：

構成員相互の連絡及び連携の緊密化を図るとともに、構成員に対する育成就労制度の趣旨、外国人材受入れに関する施策などの情報及び優良事例等の周知並びに育成就労制度に係る課題の把握及び対応方策についての検討及び協議を行うことにより、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護並びに育成就労外国人の受入れ状況に係る地域差の発生の抑止に貢献すること

協議・連絡事項：

- ① 育成就労外国人の受入状況、課題及び不正行為の状況並びに対応策
- ② 育成就労外国人の受入れに係る優良事例等
- ③ 育成就労外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することを防止することに資する措置

- ④ 育成就労実施者等が行っている産業の特性を踏まえて特に講じる措置
- ⑤ 1年を超える転籍制限期間を設定する育成就労実施者が講じる待遇向上策
- ⑥ その他育成就労外国人の適正な受入れ及び保護に資する情報及び取組

構成員：

- ① 経済産業大臣
- ② 育成就労産業分野に係る育成就労実施者を構成員とする団体
- ③ その他、運営要領で定める者

運営要領：

会議の運営等について別紙のとおり定める。

議 事： 原則公開

以上